

三島市障がい者移動支援事業実施要綱

(平成 20 年 3 月 31 日三島市告示第 63 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号 以下、「障害者総合支援法」という。）77条第1項第8号に規定する移動支援事業として、屋外での移動に困難がある障がい児・者を対象に、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域における自立生活及び社会参加を促進し、もって障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(移動支援扶助費の支給)

第 2 条 市長は、第 8 条の規定による支給決定を受けた障がい者及び障がい児の保護者が、市長が指定する移動支援事業を行う事業者（以下、「指定移動支援事業者」という。）から移動支援に係るサービス（以下「移動支援サービス」という。）を受けたときは、支給決定の内容に基づき、移動支援に要した費用の全部又は一部を移動支援扶助費として支給する。

(対象者)

第 3 条 移動支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって重度の視覚障がい者及び全身性障がい(児)者(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者をいう。)である者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であり、屋外での移動に著しい制限のある者
- (5) 前 4 号に関わらず、市長がこの事業の適用を必要と認めた者

(利用の制限)

第 4 条 前条の規定に関わらず、移動支援事業の対象者が、次の各号のいずれかに該当するときには、原則として、本事業によるサービス提供は行わないものとする。

- (1) 障害者総合支援法による重度訪問介護または重度障害者等包括支援を受けているとき。
- (2) その他サービス提供することが不相当と認められるとき。

(対象となる外出)

第5条 本事業の対象となる外出は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

ただし、通勤・営業活動等の経済的活動にかかる外出、通年かつ長期に渡る外出及び社会通念上本事業を利用することが適当でないと認められる外出については、本事業によるサービスを提供しないものとする。また、車両等を利用して外出する場合にあっては、公共交通機関等を利用した場合の外出を対象とするものとする。

2 次に掲げる外出及びこれに準ずる外出は、本事業の対象としない。

(1) 指定移動支援事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出

(2) 指定移動支援事業者が企図する外出

(3) その他、障がい児・者の社会生活上不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出として不相当と認められる外出

(サービスの類型)

第6条 本事業によるサービスの類型については、個別的支援とする。

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、三島市障がい者移動支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(支給決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、移動支援扶助費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）の可否について速やかに調査し、支給量等を支給決定するものとする。

2 市長は、申請者に対し支給決定の可否について三島市障がい者移動支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、あわせて、地域生活支援事業受給者証（様式第7号 以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(支給決定の有効期間及び更新申請)

第9条 前条の規定による支給の可否の決定の認定期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する3月31日までとする。

2 本事業の利用者（以下「利用者」という。）が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第7条に規定する申請を行わなければならない。

(支給時間数)

第10条 第8条第1項の規定により支給決定する支給量等の支給時間数の上限は、1月当たり35時間とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(支給決定の変更)

第 1 1 条 第 8 条の規定による支給決定の変更の申請をしようとする利用者（以下「変更申請者」という。）は、三島市障がい者移動支援事業利用変更申請書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請があった場合に、変更の必要があると認めるときは、支給決定の変更をするものとする。

3 市長は変更申請者に対し、支給決定の変更の可否について三島市障がい者移動支援事業利用変更決定（却下）通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するとともに、あわせて、受給者証を交付するものとする。

（利用登録内容の変更及び中止）

第 1 2 条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業登録変更（中止）届（様式第 5 号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

（支給決定の取消）

第 1 3 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 本事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不相当と決めた場合

（受給者証の再交付）

第 1 4 条 利用者は受給者証の紛失等により再交付の申請をしようとするときは、地域生活支援事業受給者証再交付申請書（様式第 6 号）により申請するものとする。

（利用の方法）

第 1 5 条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、受給者証を指定移動支援事業者に提示し、当該事業者に直接依頼するものとする。

2 利用者は、サービスを受けたときは、別表 1 に基づき算出されたサービス費用から移動支援事業扶助費の額を除いた額を、サービスの提供を受けた指定移動支援事業者に支払うものとする。

（移動支援扶助費）

第 1 6 条 移動支援扶助費の額は、別表 1 に基づき算出されたサービス費用（以下「サービス費用」という。）に、100 分の 90 を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者及び当該年度（4 月から 6 月までの間の利用については、前年度と読み替える。）の市民税が非課税である世帯に属する者についてはサービス費用に 100 分の 100 を乗じた額とする。

3 前項の規定について 18 歳以上の障がい者に限り、「世帯に属する者」を「当該サービス

利用障がい者及び同一の世帯に属するその配偶者」と読み替えることができる。

- 4 その他市長が特に必要と認めた場合の移動支援扶助費の額はサービス費用に100の100を乗じた額とする。
- 5 利用者が指定移動支援事業者から移動支援サービスを受けたときは、市長は、当該利用者が当該事業者を支払うべきサービス費用について、移動支援扶助費として当該利用者に支給すべき額の限度において、当該利用者等に代わり、当該事業者を支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し移動支援扶助費の支給があったものとみなす。
- 7 第2項に規定する市民税の所得割額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（指定移動支援事業者の指定）

第17条 指定移動支援事業者の指定は、別に定めるところにより、移動支援事業を行う者による申請により、移動支援事業を行う事業所ごとに行う。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 削除

（指定移動支援事業者の指定の経過措置）

第1条 平成20年3月31日において、現に改正前の三島市障害者移動支援事業実施要綱により平成19年度三島市移動支援事業補助金の交付決定を受けた事業所については改正後の三島市障害者移動支援事業実施要綱第17条の規定により指定された指定移動支援事業者とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表 1

支援の種類	移動支援扶助の額
身体介護を伴う移動支援	最初の 30 分を 2,560 円、60 分を 4,050 円、90 分を 5,890 円、120 分を 6,720 円、150 分を 7,550 円、180 分を 8,390 円とし、以後 1 回のサービス提供時間が 3 時間を越える場合には、この金額とは別に 3 時間を越えたときから 30 分につき 830 円を加算する。
身体介護を伴わない移動支援	最初の 30 分を 1,050 円、60 分を 1,990 円、90 分を 2,780 円とし、以後 1 回のサービス提供時間が 1.5 時間を越える場合には、この金額とは別に 1.5 時間を越えたときから 30 分につき 700 円を加算する。
夜間（午後 6 時から午後 10 時までの時間をいう。）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。）	1 回につき所定額の 100 分の 25 に相当する額を加算し、深夜（午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1 回につき所定額の 100 分の 50 に相当する額を加算する。
乗降介助	1 回につき 1,000 円
算定した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする	